

平成 23 年 4 月 1 日  
山口県報号外第 22 号別冊

平成 22 年度

行政 監 査 結 果 報 告 書

「物品調達及び業務委託に係る契約事務について」

平成 23 年 3 月

山 口 県 監 査 委 員

## 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の趣旨	1
2	監査の対象事務	1
3	監査対象機関	1
(1)	事前調査の実施	1
(2)	実地監査対象機関の選定	1
4	監査実施時期及び実施方法	1
(1)	実施時期	1
(2)	実施方法	1
5	監査の着眼点	1
(1)	物品調達	2
(2)	業務委託	2
第2	監査の結果	4
1	契約事務の概要	4
2	事前調査結果の概要	6
3	物品調達に係る契約事務	8
(1)	契約手続	8
(2)	事前調査の結果	1 2
(3)	実地監査の結果	1 5
4	業務委託に係る契約事務	2 2
(1)	契約手続	2 2
(2)	事前調査の結果	2 3
(3)	実地監査の結果	2 6
第3	意見	3 2
第4	結び	3 4
	実地監査対象機関別改善留意事項一覧【物品調達】	3 5
	〃 【業務委託】	4 0

# 監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

### 1 監査の趣旨

県の物品調達及び業務委託に係る契約事務については、公共調達の適正化について（通知）（平成19年（2007年）3月22日付け平18会計第2017号会計課長通知）（以下「公共調達適正化通知」という。）に基づき、競争性・透明性・公平性の確保が図られてきたところであるが、厳しい財政状況のもと、より一層経済的かつ効率的な契約事務の執行が求められている。

また、契約事務については、定期監査において、予定価格の設定がないもの、見積書を徴取していないもの、契約書（請書）が作成されていないものなど不適切な事例も見受けられた。

このため、物品調達及び業務委託に係る契約事務の執行について、事務事業及び予算の経済的、効率的な執行に資するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

### 2 監査の対象事務

監査の対象は、平成21年度における物品調達及び業務委託に係る契約事務とした。

なお、実地監査にあたっては、必要に応じて平成22年度及び平成20年度以前の契約事務についても監査の対象とした。

### 3 監査対象機関

#### (1) 事前調査の実施

県の本庁各課及び全出先機関（公営企業会計に属するものを除く。）に対し、平成21年度に契約した物品調達（物品の購入、借入れ等をいう。）及び業務委託（設計、測量等の工事に伴う業務委託及び登記等の用地事務に伴う業務委託を除く。）について監査資料の提出を求めた。

#### (2) 実地監査対象機関の選定

提出された監査資料を基に、物品調達については、出先機関を中心に契約金額が10万円を超える契約の件数及び金額が大きい機関を、業務委託については、本庁各課を中心に契約件数及び金額が大きい機関を、部局間、地域間のバランスも考慮の上、本庁各課から24機関、出先機関から18機関、合計42機関を選定した。

なお、事前調査対象機関数及び実地監査対象機関数、実地監査対象機関名については表1及び表2のとおりである。

### 4 監査実施時期及び実施方法

#### (1) 実施時期

平成22年6月29日から平成22年10月13日までの間に実地監査を実施した。

#### (2) 実施方法

監査の対象機関から事前に監査資料の提出を求めるとともに、実地監査の対象機関においては関係書類等の実査、照合、現物の確認、職員への質問等の監査実施手続を用いて監査を実施した。

### 5 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

## (1) 物品調達

- ア 物品調達等審査会は適切に運営されているか。
- イ 仕様書の内容は適正か。
- ウ 予定価格の設定は適正か。
- エ 契約の方法は適正か。
- オ 随意契約の理由は適正か。
- カ 単価契約に係る物品調達は適正に執行されているか。
- キ 契約書の内容は適正か。
- ク 履行確認は適正に行われているか。
- ケ その他、特に必要と認める事項

## (2) 業務委託

- ア 競争入札等審査会は適切に運営されているか。
- イ 仕様書の内容は適正か。
- ウ 予定価格の設定は適正か。
- エ 契約の方法は適正か。
- オ 随意契約の理由は適正か。
- カ 契約書の内容は適正か。
- キ 履行確認は適正に行われているか。
- ク 政策入札制度は適正に行われているか。
- ケ 再委託について、再委託の必要性及び業者選定の理由は適正か。
- コ その他、特に必要と認める事項

表1 事前調査対象機関数及び実地監査対象機関数

区 分	事前調査 対象機関数	実地監査対象機関数		
		監査対象 機関数	内 訳	
			本 庁	出先機関
総 務 部	14	5	3	2
総 合 政 策 部	6	1	1	0
地 域 振 興 部	12	4	4	0
環 境 生 活 部	12	2	0	2
健 康 福 祉 部	26	7	6	1
商 工 労 働 部	8	3	3	0
農 林 水 産 部	23	5	1	4
土 木 建 築 部	25	6	3	3
国体・障害者スポーツ大会局	1	0	0	0
会 計 管 理 局	2	1	1	0
議 会	1	1	1	0
各 種 委 員 会	3	0	0	0
教 育 委 員 会	81	4	0	4
公 安 委 員 会	17	3	1	2
計	231	42	24	18

表2 実地監査対象機関

部 別	監 査 対 象 機 関 名
総 務 部	管財課、税務課、防災危機管理課、岩国県税事務所、周南県税事務所
総合政策部	広報広聴課
地域振興部	地域政策課、市町課、観光交流課、情報企画課
環境生活部	美術館、萩美術館・浦上記念館
健康福祉部	厚政課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、こども未来課、 障害者支援課、萩看護学校
商工労働部	商政課、新産業振興課、労働政策課
農林水産部	森林企画課、柳井農林事務所（東部家畜保健衛生所を含む）、山口農林事務所 （中部家畜保健衛生所を含む）、下関水産振興局、農林総合技術センター
土木建築部	技術管理課、都市計画課、建築指導課、岩国土木建築事務所、 萩土木建築事務所、山口宇部空港事務所
会計管理局	物品管理課
議 会	議会事務局
教育委員会	岩国工業高等学校、田布施農業高等学校、青嶺高等学校、 萩商工高等学校
公安委員会	警察本部会計課、周南警察署、下関警察署

## 第2 監査の結果

### 1 契約事務の概要

契約の方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の方法がある。

一般競争入札は、公告によって不特定多数の者を誘引して申し込みさせる方法により競争させ、原則として、最も有利な価格で入札をした者と契約を締結する方法である。

指名競争入札は、資力、信用その他について適切と認める複数の者を指名し、それらの者を入札の方法により競争させ、原則として、最も有利な価格で入札した者と契約を締結する方法である。

随意契約とは、入札によることなく、特定の相手方を選定してその者と契約を締結する方法である。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条は、一般競争入札によることを原則としている。

指名競争入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条により、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき、一般競争入札に付することが不利と認められるときに行うことができる。

また、令第167条の2第1項では、随意契約によることができる場合を次のとおり定めている。

条項	要 件																					
1号	<p>予定価格が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>規則に定める額とは、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）第165条の2に定める次の額（以下「随意契約の限度額」という。）である。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> <td>建設工事、印刷等の請負</td> </tr> <tr> <td>財産の買入れ</td> <td>160万円</td> <td>物品、公有財産等の購入</td> </tr> <tr> <td>物件の借入れ</td> <td>80万円</td> <td>土地、建物、機器等の借入れ</td> </tr> <tr> <td>財産の売払い</td> <td>50万円</td> <td>不動産、物品等の売払い</td> </tr> <tr> <td>物件の貸付け</td> <td>30万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>100万円</td> <td>各種業務委託等</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	金額	例	工事又は製造の請負	250万円	建設工事、印刷等の請負	財産の買入れ	160万円	物品、公有財産等の購入	物件の借入れ	80万円	土地、建物、機器等の借入れ	財産の売払い	50万円	不動産、物品等の売払い	物件の貸付け	30万円		その他のもの	100万円	各種業務委託等
契約の種類	金額	例																				
工事又は製造の請負	250万円	建設工事、印刷等の請負																				
財産の買入れ	160万円	物品、公有財産等の購入																				
物件の借入れ	80万円	土地、建物、機器等の借入れ																				
財産の売払い	50万円	不動産、物品等の売払い																				
物件の貸付け	30万円																					
その他のもの	100万円	各種業務委託等																				
2号	性質又は目的が競争入札に適しないとき。																					
3号	障害者支援施設等において制作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。																					
4号	新事業分野開拓事業者として知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる契約をするとき。																					
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。																					
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。																					
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。																					
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																					
9号	落札者が契約を締結しないとき。																					

会計規則第167条第1項では、随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を提出させるものと規定している。

この趣旨は、随意契約においても、価格の公正と競争性を期する必要があるとの考え方に基づくものであり、次に掲げる場合を除き、2人以上の者から見積書を提出させることが必要とされている。

ア 令第167条の2第1項第2号から第9号までに該当する場合

イ 会計規則第167条第2項各号の規定により見積書を提出させないことができる場合

#### 会計規則第167条第2項

- 1 予定価格が5万円を超えない随意契約を締結しようとするとき。
- 2 官公署と契約を締結しようとするとき。
- 3 季節的な生産物又は腐敗のおそれのあるものの売買契約を締結しようとする場合において、見積書を提出させるいとまがないとき。
- 4 官報その他のもので価格が一定しているものの購入契約を締結しようとするとき。
- 5 契約の目的物の性質上、見積書を提出させ難いとき。

## 2 事前調査結果の概要

事前調査の結果、単価契約を除き、平成21年度に契約した物品調達で契約金額が10万円を超える契約、業務委託契約の部局別の件数及び金額は表3のとおりである。

表3 部局別の契約件数及び金額

(単位 千円)

部局名	区分	物品調達		業務委託	
		件数	金額	件数	金額
総務部	本庁	73	20,822	94	693,200
	出先	48	9,738	78	206,552
	計	121	30,560	172	899,752
総合政策部	本庁	16	6,730	39	404,328
	出先			8	5,882
	計	16	6,730	47	410,210
地域振興部	本庁	27	440,223	98	1,315,794
	出先	5	1,589	33	190,404
	計	32	441,812	131	1,506,198
環境生活部	本庁	9	3,929	122	201,079
	出先	57	136,050	63	199,402
	計	66	139,979	185	400,481
健康福祉部	本庁	25	69,127	278	1,626,012
	出先	147	219,478	173	93,806
	計	172	288,606	451	1,719,819
商工労働部	本庁	10	2,270	85	476,828
	出先	45	104,351	119	177,187
	計	55	106,621	204	654,015
農林水産部	本庁	50	14,637	140	939,363
	出先	407	158,276	285	206,413
	計	457	172,914	425	1,145,776
土木建築部	本庁	36	32,645	64	907,563
	出先	118	34,594	389	611,849
	計	154	67,239	453	1,519,412
国体・障害者スポーツ大会局	本庁	2	6,588	1	1,239
	出先				
	計	2	6,588	1	1,239
会計管理局	本庁	576	910,321	6	108,068
	出先				
	計	576	910,321	6	108,068
議会	本庁	14	3,158	16	61,986
	出先				
	計	14	3,158	16	61,986
各種委員会	本庁	9	2,648	9	16,960
	出先				
	計	9	2,648	9	16,960
教育委員会	本庁	9	1,628	98	223,274
	出先	1,192	799,724	369	596,143
	計	1,201	801,352	467	819,417
公安委員会	本庁	183	216,439	128	865,404
	出先	41	9,313	117	117,808
	計	224	225,752	245	983,211
合計	本庁	1,039	1,731,166	1,178	7,841,097
	出先	2,060	1,473,113	1,634	2,405,447
	計	3,099	3,204,279	2,812	10,246,544

(注) 千円未満は四捨五入しているため、区分ごとの金額の計と合計は一致しないときがある。



また、契約方法別の件数及び金額は表4のとおりである。

物品調達については、一般競争入札によるものが163件（5.3%）、指名競争入札によるものが132件（4.2%）、随意契約によるものが2,804件（90.5%）であった。

業務委託については、一般競争入札によるものが162件（5.8%）、指名競争入札によるものが189件（6.7%）、随意契約によるものが2,461件（87.5%）であった。

いずれも、契約件数としては随意契約によるものが約9割を占めている。

表4 契約方法別の件数及び金額

（単位：（上段）千円（下段）％）

区分	物品調達		業務委託	
	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	163 (5.3)	1,366,226 (42.6)	162 (5.8)	1,832,028 (17.9)
指名競争入札	132 (4.2)	80,837 (2.5)	189 (6.7)	590,675 (5.8)
随意契約	2,804 (90.5)	1,757,216 (54.9)	2,461 (87.5)	7,823,842 (76.3)
合計	3,099 (100.0)	3,204,279 (100.0)	2,812 (100.0)	10,246,544 (100.0)

（注）千円未満は四捨五入しているため、区分ごとの金額の計と合計は一致しないときがある。

### 3 物品調達に係る契約事務

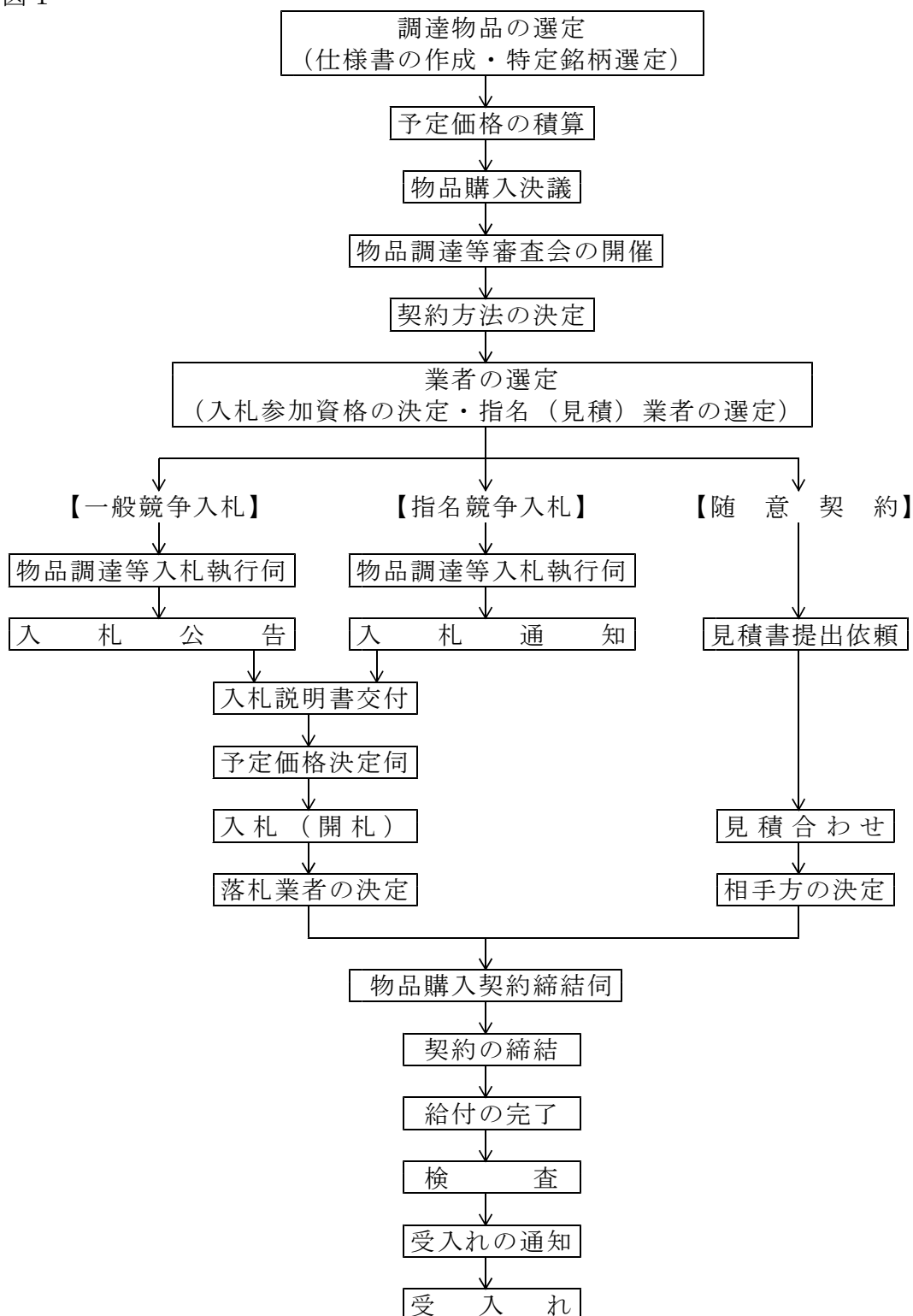
#### (1) 契約手続

##### ア 物品の調達方法

県における物品調達に係る契約手続は本庁各課、出先機関単位で行っている。

それぞれの機関が行う事務の流れを図示すると、図1のとおりである。

図1



なお、本庁各課がその所管に属すべき物品を購入しようとするときは、山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号。以下「物品規則」という。）第13条第1項の規定により、別表第2に掲げる物品を除いて、各課は集中調達機関である物品管理課に請求して購入することとなっている。

#### 物品規則別表第2

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 郵便切手、はがき、収入印紙その他これらに類する物                  |
| 2  | 交際費又は需用費（食糧費及び賄材料費に限る。）で購入する物品            |
| 3  | 慶弔のために供し又は祭典、大会等において供する物品                 |
| 4  | 博覧会、見本市等に展示するための物品                        |
| 5  | 緊急を要する災害用物品                               |
| 6  | 調査現場等において緊急に必要なとなった物品                     |
| 7  | 官報、公報、新聞、雑誌、定期刊行物、年鑑その他の図書、地図その他これらに類する物  |
| 8  | 諸法規の追録                                    |
| 9  | 各種試験問題の印刷物                                |
| 10 | 遠隔の地で補給する自動車、船舶及び航空機用燃料                   |
| 11 | 砂、砂利、石、木材、わらその他これらに類する物                   |
| 12 | 動物、植物、種苗、飼料、肥料その他これらに類する物                 |
| 13 | 警察の用に供する鑑識又は装備用機械器具、薬品その他これらに類する物         |
| 14 | 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類        |
| 15 | 毒薬、劇薬、毒物、劇物、麻薬、大麻、覚せい剤、処方せん医薬品その他これらに類する物 |
| 16 | 写真（青写真を含む。）                               |
| 17 | 借入れをしていた物品を購入する場合の当該物品                    |
| 18 | 特許権その他の権利を有する者以外の者から購入することができない物品         |
| 19 | その他知事が特に認める物品（注1）                         |

#### (7) 物品管理課で調達する場合

本庁各課の物品購入については、原則として、物品規則別表第2に掲げる物品を除き、物品管理課が各課からの請求に基づき、契約手続を行っている。

物品管理課が行う契約方法は一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による方法のほか、競争性、透明性等を図りながら、さらに契約事務の効率化を目的として、印刷物については定例競争入札を、また、印刷物以外についてはオープンカウンター方式による契約を実施している。

また、各課が共通的に使用する消耗品等について、単価契約（注2）を締結している。

このように、本庁については、調達要求元である各課が契約手続を行わず、物品管理課が契約、検収等を行うことにより、相互けん制が働く仕組みとなっている。

---

（注1）知事が特に認める物品は、具体的な品目は定められておらず、個別に物品管理課の適用除外承認を得て各課が購入手続を行うこととなっている。

（注2）単価契約とは、実務上行われている契約方法の呼称であり、法令上の用語ではないが、物品の売買契約等において、あらかじめ数量を確定できないものについて単価を定め、一定期間の購入数量に応じた金額を支払うことを内容とするものをいう。ガソリンの購入、コピー用紙の購入、写真の現像などが代表的なものである。

#### **a 定例競争入札**

定例競争入札は、物品管理課が発注する印刷物のうち、予定価格が10万円を超え250万円以下のものを対象として、印刷物をオフセット、軽オフセット、フォームに区分し、区分ごとに競争入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち参加資格等を有する者が自由に入札に参加できるものであり、入札に参加できる者があらかじめ指名されているため、指名競争入札の一類型である。

毎週一定の曜日の午前中に仕様説明を行い、午後に入札を執行することで公平性を持たせている。

#### **b オープンカウンター方式**

オープンカウンター方式は、随意契約に一般競争入札の考え方を導入したものであり、平成21年11月1日から実施している。

同方式は、物品管理課が発注する印刷物や緊急を要する物品を除く物品のうち、予定価格が20万円を超え160万円以下のものを対象として、県が行う物品の調達等に係る競争入札参加資格を有し、県内に営業所等を有しているなどの参加資格を有する者が見積書を提出できるものであり、毎週一定の曜日に仕様書等をホームページ上に提示し、見積書の提出期限は翌々週の一定の曜日となっている。

業者選定が恣意的にならない点は評価できる。

#### **(イ) 物品管理課以外の本庁各課で調達する場合**

物品管理課以外の本庁各課では、物品の購入（物品規則別表第2に掲げるものに限る。）、借入れ、修繕等について、契約手続を行っている。

また、物品管理課が単価契約を行った消耗品等については、発注、検収を行っている。

#### **(ウ) 出先機関で調達する場合**

出先機関では、出先機関ごとに物品調達に係る契約事務を行っている。

なお、総合庁舎内の各機関が共通的に使用する消耗品等については、平成22年度から連名単価契約の取組がなされている。

#### **a 連名単価契約**

連名単価契約とは、出先機関におけるガソリン、コピー用紙等の購入に係る単価契約について、総合庁舎単位で購入物品の選定を行い、関係機関連名により契約を行う物品の合同購入である。

発注、検収は各機関ごとに行うものであるが、事務の効率化、規模の効果による経済的な調達が期待できるものである。

### **イ 物品管理システム**

物品管理システムは、電子計算機及びプログラムの集合体であって、物品の取得、管理、処分その他物品の取扱いに関する事務を一体的に処理するよう構成されたものであり、事務処理の効率化及び事務手続の適正化を図り、物品を全庁的に統括管理し、有効活用等を行うことにより、経費の節減を図ることを目的として、平成18年10月から運用が開始されたものである。

物品の購入等を行う場合は、物品規則第12条等の規定に基づき、課等（本庁各課又は出先機関）の組織の意思決定として物品購入決議書等により決裁をしなければならないこととなっており、物品規則第61条では物品購入決議書等は物品管理システムを使用して作成しなければならないこととなっている。

## ウ 集中調達方式・連名単価契約の有効性

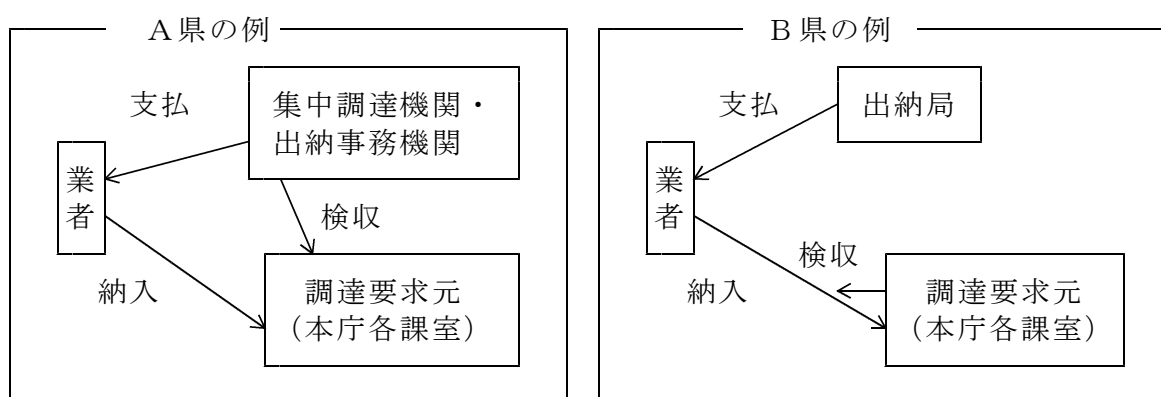
本庁各課の物品購入については、原則として、集中調達方式を採用しており、調達要求元である機関と契約、検収等を行う機関を分離することで相互けん制が機能する仕組みとなっている。

一方、出先機関では、各機関ごとに物品調達を行っているが、消耗品等について総合庁舎単位で実施されている連名単価契約は、規模の効果による経済的な調達として期待されている。

なお、会計検査院の平成20年度決算検査報告によると、図2のとおり、集中調達機関を設置している県（A県）は、設置していない県（B県）よりも不適切な会計処理が少なかったとされている。

本県は、一部出先機関で不適切な会計処理の指摘を受けたものの、本庁においては指摘がなく、集中調達方式が機能していると考えられる。

図2



(単位 千円)

区分	不適切な会計処理					補助の 対象外	計
	預け金	一括払い	差替え	翌年度納入	前年度納入		
A県	—	—	—	—	80	724	805
B県	318,781	35,105	11,583	18,813	507	—	384,791

## (2) 事前調査の結果

### ア 競争入札による契約状況

競争入札による契約状況は、表5のとおりである。

表5 競争入札による契約状況

(単位 人、%)

契約の方法	件数 (割合)	平均 応札者数	契約率	応札者別件数及び契約率		
				応札者数	件数 (割合)	契約率
一般競争入札	163 (55.2)	2.7	82.4	1者	42 (25.8)	95.5
				2～4者	98 (60.1)	79.6
				5者以上	23 (14.1)	79.2
指名競争入札 (定例競争入札によるものを除く。以下同じ)	22 (7.5)	3.6	86.7	1者	0 (0.0)	0
				2～4者	16 (72.7)	88.6
				5者以上	6 (27.3)	76.2
定例競争入札によるもの	110 (37.3)	5.9	45.7	1者	3 (2.7)	49.4
				2～4者	35 (31.8)	49.5
				5者以上	72 (65.5)	43.5
合計	295	3.9	81.2	—	—	—

### (ア) 契約の方法

競争入札による契約の件数は295件であり、そのうち、一般競争入札によるものが163件(55.2%)、指名競争入札によるものが22件(7.5%)、定例競争入札によるものが110件(37.3%)であった。

### (イ) 契約率

契約方法別の契約率(注3)については、一般競争入札による場合は82.4%、指名競争入札による場合は86.7%と、一般競争入札による場合の方が4.3ポイント低かった。また、定例競争入札による場合は45.7%と一般競争入札及び指名競争入札による場合と比較してさらに低かった。

契約率は、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられ、事前調査の結果においては、一般競争入札の方が指名競争入札よりも経済的な契約方法となっていた。

### (ウ) 応札者数と契約率

#### a 応札者数

契約方法別の平均応札者数は、一般競争入札による場合は2.7人、指名競争入札による場合は3.6人、定例競争入札による場合は5.9人であった。

一般競争入札による場合よりも指名競争入札による場合の方が0.9人多く、定例競争入札による場合は、さらに2.3人多かった。

(注3) 契約率は、予定価格に対する契約金額の割合である。算出方法は、対象となる契約の契約金額の合計額を予定価格の合計額で除している。(小数点第2位以下四捨五入)

## **b 応札者数別の契約率**

### **(a) 一般競争入札**

一般競争入札による場合の応札者数は、1 者の場合が42件 (25.8%)、2～4 者の場合が98件 (60.1%)、5 者以上の場合が23件 (14.1%)であった。

また、応札者数別の契約率は、1 者の場合が95.5%、2～4 者の場合は79.6%、5 者以上の場合は79.2%であった。2～4 者の場合は1 者の場合に比べ15.9ポイント低く、5 者以上の場合と2～4 者の場合はほとんど変わらず、応札者数が多いほど契約率が低下する傾向にある。

### **(b) 指名競争入札**

指名競争入札による場合の応札者数は、1 者の場合はなく、2～4 者の場合が16件 (72.7%)、5 者以上の場合が6件 (27.3%)であった。

また、応札者数別の契約率は、2～4 者の場合が88.6%、5 者以上の場合は76.2%であった。5 者以上の場合は2～4 者の場合に比べ12.4ポイント低く、一般競争入札の場合と同様、応札者数が多いほど契約率が低下する傾向にある。

### **(c) 定例競争入札**

定例競争入札による場合の応札者数は、1 者の場合が3件 (2.7%)、2～4 者の場合が35件 (31.8%)、5 者以上の場合が72件 (65.5%)であった。

また、応札者数別の契約率は、1 者の場合が49.4%、2～4 者の場合は49.5%、5 者以上の場合は43.5%であった。2～4 者の場合と1 者の場合はほとんど変わらず、5 者以上の場合は2～4 者の場合に比べ6.0ポイント低かった。

定例競争入札については、1 者入札を認めており、入札金額が高止まりする懸念があるが、結果としては入札者が複数であった場合と差はなかった。

## **(エ) 地域要件別の応札者数の状況**

一般競争入札においては、必要があると認めるときは入札に参加する者の資格を定めることができる。入札参加資格のうち、地域要件ごとの平均応札者数は表6のとおりであった。

地域要件を付していないものが45件 (27.6%)、付しているものが118件 (72.4%)であり、このうち、県内が114件 (70.0%)と大部分を占めていた。

また、平均応札者数は、地域要件を付していない場合が2.3人、付している場合が2.8人であった。

表6 地域要件別の応札者数の状況  
(単位 %、人)

地域要件		件数	割合	平均応札者数
なし		45	27.6	2.3
あり	市町内	2	1.2	2.0
	圏域内	0	—	—
	県内	114	70.0	2.8
	その他	2	1.2	2.0
	小計	118	72.4	2.8
合計		163	100.0	2.7

### イ 随意契約による契約状況

随意契約による該当号数別契約件数及び契約率は表7のとおりである。

総件数は2,804件であり、このうち、令第167条の2第1項第1号に該当するものが2,068件(73.8%)と最も多く、第2号該当が525件(18.7%)、第5号該当が23件(0.8%)、第6号該当が5件(0.2%)、第7号該当が171件(6.1%)、第8号該当が12件(0.4%)であった。なお、第3号、第4号及び第9号に該当するものはなかった。

また、該当号数別の契約率は、令第167条の2第1項第1号に該当するものが83.5%、第2号該当が97.8%、第5号該当が81.9%、第6号該当が99.2%、第7号該当が92.4%、第8号該当が99.9%であり、平均契約率は92.0%であった。

表7 随意契約による該当号数別契約件数及び契約率  
(単位 %)

該当号数	件数	割合	契約率
第1号	2,068	73.8	83.5
第2号	525	18.7	97.8
第5号	23	0.8	81.9
第6号	5	0.2	99.2
第7号	171	6.1	92.4
第8号	12	0.4	99.9
合計	2,804	100.0	92.0

※ 該当号数の要件は4頁に記載している。



### (3) 実地監査の結果

物品調達に係る契約手続について、実地監査を実施した結果、以下のような改善留意事項があった。(文中のカッコ内の数字は、実地監査対象機関別改善留意事項一覧【物品調達】の番号を示している。)

#### ア 物品調達等審査会について

物品調達等事務取扱要領（平成22年(2010年)3月29日付け平21物品管理第3120号会計管理局长通知（一部改正）。以下「物品調達取扱要領」という。）では、物品調達等の契約事務に組織的に取り組む体制を確保するため、合議制の物品調達等審査会を設置し、物品調達等執行計画表の審査、業者選考等の審査を行うこととなっている。

物品調達等執行計画表は、物品調達等の目的、見込額、調達時期、契約の方法等を記載したものであり、予算内示後すみやかに作成することとなっている。

物品調達等審査会の設置、物品調達等執行計画表の審査、業者選考等の審査については、おおむね適正に行われていた。

しかし、物品調達等執行計画表を作成しておらず、物品調達等審査会で審査していないものがあった。(物品25、38、57)

また、物品調達等審査会で審査することが必要な物品購入契約について、物品調達等審査会を開催していないものがあった。(物品5)

さらに、地域要件、等級格付等、業者選考に関する事項を物品調達等審査会の議事録に記載していないものがあった。(物品36、59)

については、物品調達を計画的に行うため、物品調達等執行計画表を作成し、物品調達等審査会で審査する必要がある。

また、随意契約による場合であっても、予定価格が随意契約の限度額を超える場合には物品調達等審査会で審査する必要がある。

#### イ 仕様書の内容について

仕様書とは、調達物品の機能、材質、形状の許容範囲及び納入条件等を明確にしたものである。

物品調達にあたっては、仕様書を作成し、求める規格や機能を明示し、当該仕様を満たしている製品を基準品として提示するとともに、仕様を満たしている製品であれば、同等品による入札又は見積書の提出も認めることが一般的である。この趣旨は、複数メーカーの製品について入札や見積書の提出を可能とすることによって、競争性を高め、経済的な調達を行うこととするものである。

この場合には、入札又は見積書の提出前に同等品規格確認票を提出させて、仕様を満たしているか否かの認定（同等品認定）を行うことになる。

一方、特定の銘柄以外には求める規格や機能を有するものがない場合や既存のものとの接続等の関係から特定の銘柄でなければ機能しない場合などは特定銘柄を選定することになるが、この場合には、特定銘柄選定理由書を作成して選定理由を明確にすることとなっている。

仕様書の作成、特定銘柄の選定は、おおむね適正に行われていた。

しかし、同等品認定を行っていないにもかかわらず、基準品以外の製品で見積書が提出されていたものがあった。(物品6、33、47、67)

については、同等品認定は入札又は見積書の提出前に適切に行う必要がある。

## ウ 予定価格の設定について

会計規則第154条第2項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとなっている。

予定価格の設定は、おおむね適正に行われていた。

しかし、予定価格の積算根拠を確認できないもの（物品15、22）、1者から参考見積書を徴取し、その参考見積額により予定価格を設定しているものがあつた。（物品42、58）

については、市場取引価格や値引率等が確認できる資料は確実に保管し、予定価格の積算根拠を明確にしておく必要がある。

また、特殊な物品等、市場取引価格の把握が困難な場合は参考見積額により予定価格を設定することはやむを得ないが、この場合には、原則として複数の者から参考見積書を徴取する必要がある。

なお、やむを得ず1者の参考見積額により予定価格を設定する場合であっても、過去の購入事例等を参考に見積価格の妥当性を検証する必要がある。

## エ 契約の方法について

一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の適用は、おおむね適正であつた。

## オ 業者の選定について

業者の選定は、契約の方法により異なり、一般競争入札では、等級格付の種類、営業種目及び所在地等、入札参加資格について定めることとなる。

指名競争入札では、競争入札参加資格者名簿（注4）に登録された者から、営業種目の希望順位、所在地等を考慮して選考することとなる。

また、随意契約は、特許権の関係などで独占販売している者が未登録であるときなど、特別な場合を除き、競争入札参加資格者名簿に登録された者から選定することとなっている。

業者の選定については、おおむね適正に行われていた。

しかし、一般競争入札において、契約を履行する上で必要な県の承認をあらかじめ得ていることを入札参加資格としていたものがあつた。（物品14）

また、指名競争入札によるガソリンの購入に係る単価契約について、機関の所在地から半径1km以内に給油所を有する者に限定していたものがあつた。（物品49）

契約を履行する上で必要な県の承認をあらかじめ得ていることは現契約者以外では満たすことが困難であり、新規参入の障害となるおそれがあることから、「県の承認を得る見込みがあること」など、適切な入札参加資格とするよう改善する必要がある。

また、ガソリンの購入に係る単価契約は、所在地から一定の距離の範囲内に給油所がなければ利便性に欠けることは理解できるが、入札参加者の選考にあたっては競争性を阻害しないよう留意する必要がある。

さらに、登録制度の趣旨から随意契約の場合であっても、登録業者から選定することが望ましいことに留意する必要がある。

（注4）競争入札参加資格者名簿は、入札の参加資格を得ようとする者の申請に基づいて県が審査を行い、名簿の作成をしている。競争入札を行う場合には、当該資格を有する者（競争入札参加資格者名簿に登録された者）以外は入札に参加させることができない。

## カ 随意契約について

### (ア) 見積合わせについて

令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約は、会計規則第167条第2項の規定により見積書を提出させないことができる場合を除き、2人以上の者から見積書を徴取し、最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手方とすることとなっている。

見積合わせについては、おおむね適正に行われていた。

しかし、2人以上の者から見積書を徴取することが必要であるにもかかわらず、徴取していないものがあった。(物品8、28、30、32、46、65)

については、随意契約においても、価格の公正と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を提出させることが原則であることから、見積合わせの実施を徹底する必要がある。

なお、2人以上の者に見積書の提出依頼を行ったものの、見積書の提出者が1者であった場合について、契約の履行が可能な者すべてに見積依頼を行った場合を除き、あらためて他の者に見積書の提出依頼を行い、2人以上の者から見積書を徴取することとされているので留意する必要がある。

### (イ) 随意契約の理由について

令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないとき)、第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)、第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)及び第7号(時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき)の各号の規定により随意契約とする場合は2人以上の者から見積書を徴取する必要がなく、特定の者と随意契約を締結することができるが、この場合は、随意契約とした理由を明確にしておく必要がある。

随意契約とした理由は、おおむね適正であった。

しかし、第2号の規定により競争性のない随意契約としていた印刷契約、物品の購入契約及び物品の借入契約について、その理由が明確でなく、他の者でも契約の履行は可能と考えられるものがあった。(物品2、4、40、54)

競争性のない随意契約とする場合は明確な理由が必要である。前年度まで随意契約としているものについても、営業所等の所在地の範囲の拡大も含め、他に履行可能な業者がいないか、契約の都度確認し、2人以上の者が履行可能な場合には競争原理を導入し、公平性、経済性、透明性を確保する必要がある。

## キ 単価契約について

単価契約に係る契約手続は、おおむね適正に行われていた。

しかし、一定期間繰り返し発注する物品について、個々の契約では予定価格が5万円を超えていないため、単価契約によることなく、単独随意契約としているものがあった。(物品27、35、50、66、68)

個々の契約で予定価格が5万円を超えていない場合は、2人以上の者から見積書を徴取する必要がないこととされているが、効率性、経済性、透明性の観点から、単価契約を締結する等、競争原理の導入を検討する必要がある。

## ク 契約書の内容について

会計規則第129条第1項は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく当該契約に係る契約書を作成し、当該契約の相手方とともに契約書に記名押印することとなっている。

また、同条第2項は、契約の目的、契約金額、履行期限、支払の時期及び方法、遅延利息、違約金等、契約書に記載する事項について規定している。

さらに、会計規則第130条及び第131条は、契約金額が150万円を超えない契約を締結するなどの場合には契約書の作成を省略することができるが、契約金額が20万円を超える場合は、当該契約の相手方から、契約の目的、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した請書を提出させることとなっている。

契約書及び請書の内容については、おおむね適正であった。

しかし、部分払を行っているが、契約書で約定されていないものがあった。

(物品21)

さらに、契約書について、契約物品の規格及び数量が記載されていなかったもの(物品64)、遅延利息の率が誤っていたもの(物品17)、損害賠償の率が誤っていたもの(物品19)、違約金の率が誤っていたもの(物品52)、長期継続契約であるにもかかわらず、予算の都合による解除条項が記載されていなかったもの(物品26)など、適正を欠くものがあった。

また、契約金額が20万円を超え150万円以下の契約について、請書を提出させていないものがあった。(物品48、51)

さらに、請書において、履行期限が記載されていないものがあった。(物品13)

については、契約書及び請書の内容については、物品調達取扱要領の標準様式を参考に適正なものとする必要がある。

また、請書は、契約書の作成を省略した場合に、契約の適正な履行を確保するため、契約の相手方に提出を求めるものであり、確実に提出させる必要がある。

## ケ 物品管理システムの活用について

物品規則第12条及び第19条は、物品の購入、借入れを行う場合には、物品購入決議書及び物品購入契約締結伺書、物品借入決議書及び物品借入契約締結伺書により決裁をすることとなっており、物品規則第61条は、物品購入決議書等は物品管理システムを使用して作成することとなっている。

物品購入決議書等の作成及び決裁は、おおむね適正に行われていた。

しかし、物品借入決議書の決裁を行っておらず、入札執行伺の決裁により入札を執行していたものがあった。(物品7)

また、物品購入決議書及び物品購入契約締結伺書等の事前決裁を行っておらず、発注していたものがあった。(物品3、9、20、44)

さらに、単価契約を行っている物品の発注にあたり、発注数量が特定できるにもかかわらず、物品購入決議書による事前決裁を行っていないものがあった。(物品16、18、61)

物品購入決議書等の決裁は形式的なものではなく、課等としての意思決定であり、事前の決裁を受けることなく、担当職員が契約手続を行うことは不適切であり、徹底する必要がある。

なお、現状においては、物品管理システムに入力していなくても、財務に関するシステムにより支払を行うことは可能である。

については、事務の効率化と会計処理の適正化のため、会計処理が一元化されるよう、システムの再構築を検討する必要がある。

## コ 履行確認と内部けん制について

### (ア) 履行確認について

物品規則第12条第5項は、検査職員は物品の購入契約についての給付の完了を確認（履行確認）したときは、直ちにその旨を物品検査調書により当該物品を所管すべき課長等に通知するものとされているが、当該購入契約の契約金額が150万円を超えないものであるときは、検査職員が当該購入契約に係る請求書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印して物品検査調書に代えることができることとなっている。

なお、物品の借入契約についても、同様の取扱いとなっている。

履行確認については、おおむね適正に実施されていた。

しかし、契約金額が150万円を超える物品の借入契約において、納品時の物品検査調書を作成していないものがあった。（物品1）

については、納品時には履行確認を行い、物品検査調書を作成する必要がある。

### (イ) 出納員等の現物確認について

物品規則第12条第6項は、履行確認の通知を受けた課長等は出納員等に受入れの通知を行い、同条第7項は、通知を受けた出納員等は遅滞なく当該物品の引き渡しを受けることとなっている。

山口県物品規則の運用について（平成21年（2009年）4月1日付け平21物品管理第12号会計管理局長通知（一部改正））第12条関係の6は、出納員等が物品の引き渡しを受ける際には、必ず現物確認を行い、納品書に確認年月日を記入し、確認印を押印することとなっている。

出納員等の現物確認は、おおむね適正に行われていたが、納品書を徴取していないものがあった。（物品29、60）

については、納品時の納品書の徴取を徹底する必要がある。

### (ウ) 内部けん制について

物品会計事務における内部審査の強化について（平成21年（2009年）1月19日付け平20物品管理第265号会計管理局長通知）は、納入時の検査職員の任命は、内部けん制機能を働かせるため、支出票の起票者（物品の代金の支払を担当する職員）と同一の者とならないよう極力留意することとなっている。

支出票の起票者と検査職員が同一であった機関があった。（物品23、55、62）

物品調達について、発注から履行確認、代金の支払まで同一の者が行うことは会計処理の誤り等につながるおそれがあることから、内部けん制機能を働かせるため、支出票の起票者と検査職員は極力別にする必要がある。

サ その他

(ア) 計画的な発注について

a 一括発注について

令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約において、個々の契約では予定価格が5万円を超えていないため、単独随意契約としているが、一括して発注することにより、より経済的な調達ができると考えられるものがあった。(物品31、37、39、43、45、56)

については、発注を管理部門に一元化し、かつ管理部門として全体調整を行い、できるだけ一括して発注することで競争性を確保した調達を行う必要がある。

特に、大規模事務所等については、留意する必要がある。

b 年度内納入について

物品の調達については、年度内に納入されたものでなければ当該年度の予算から支払を行うことはできない。

しかし、年度を超えて納入されたにもかかわらず、納入前に発注年度の予算から支払を行っていたものがあった。(物品24)

予算を令達する機関においては、計画的かつ早期に予算令達するよう努める必要があり、予算を執行する機関においては、納期までの期間を余裕を持って確保し、計画的に執行する必要がある。特に、年度末の発注にあたっては、年度内に確実に納入できるかどうかを十分確認する必要がある。

(イ) 購入数量の検討について

土木建築事務所において、凍結防止剤（塩化カルシウム。冬期における道路の凍結を防止するために使用するもの。）の年度末における在庫量が当該年度の使用量を上回っていたものがあった。(物品53)

このため、すべての土木建築事務所に対して調査を行った結果、表8のとおりであった。

当該年度の使用量を超える在庫量を年度末に有していた機関は、4土木建築事務所であった。

当該物品は、使用期限は比較的長期であるが、例年11月には単価契約を締結し、随時の購入が可能となることから、年度末における在庫量が適切なものとなるよう検討する必要がある。

表8 平成21年度における土木建築事務所別の凍結防止剤（塩化カルシウム）の在庫量  
(単位 袋(25kg入)、%)

区分	期首在庫量	購入量	合計	使用量(割合)	期末在庫量(割合)
岩国	2,513	2,720	5,233	2,692(51.4)	2,541(48.6)
柳井	333	106	439	151(34.4)	288(65.6)
周南	1,750	1,840	3,590	2,146(59.8)	1,444(40.2)
防府	1,064	1,080	2,144	1,257(58.6)	887(41.4)
山口	5,462	3,760	9,222	5,131(55.6)	4,091(44.4)
宇部	2,100	2,280	4,380	3,180(72.6)	1,200(27.4)
美祢	1,526	1,600	3,126	2,012(64.4)	1,114(35.6)
下関	2,921	0	2,921	484(16.6)	2,437(83.4)
長門	772	600	1,372	620(45.2)	752(54.8)
萩	3,400	1,830	5,230	2,415(46.2)	2,815(53.8)
合計	21,841	15,816	37,657	20,088(53.3)	17,569(46.7)

(注) 平成22年4月に山口土木建築事務所は防府土木建築事務所に、美祢土木建築事務所は宇部土木建築事務所に統合されている。

#### (ウ) 物品の集中調達について

本庁各課の物品購入については、物品規則別表第2に掲げるものを除き、各課は物品管理課に請求して購入することとなっているが、このような集中調達方式は不適切な会計処理の防止に効果があると考えられる。

物品規則別表第2の19号（その他知事が特に認める物品）については、物品管理課長の適用除外承認を得る必要があるが、承認を得ないで課で購入手続を行っているものがあつた。（物品10）

また、別表第2に掲げるもの以外の物品であり、物品管理課に請求して購入すべき物品について、請求を行うことなく、課で購入手続を行っていたものがあつた。（物品11）

集中調達方式を形骸化させるおそれがあるので、このようなことのないよう徹底を図る必要がある。

なお、出先機関においては、事務の効率化、規模の効果による費用の節減が見込まれるため、平成22年度からすべての総合庁舎でガソリンの購入について連名単価契約の取組が行われているが、物品の経済的な調達等の観点から、対象品目の拡大を検討する必要がある。

#### (エ) 入札結果等の公表について

物品調達取扱要領では競争入札を行った場合には、入札結果の公表及び契約の相手方の公表を行うこととなっている。また、公共調達適正化通知では入札により契約の相手方を決定したときは、すみやかに契約に係る情報を公表しなければならないが、公表は、本庁は情報公開センター、出先機関は情報公開コーナーにおいて行うこととなっている。

入札結果等の公表が行われていないものがあつた。（物品12、34、41、63）

また、公共調達適正化通知では県のホームページでも公表するよう定められているが、行われていないものが散見された。

入札結果等の公表は、契約の透明性の確保のため実施すべきものであり、各機関において実施の徹底に努める必要がある。

なお、ホームページでの公表方法については、ホームページを有していない機関もあることから、具体的なルールづくりを検討する必要がある。

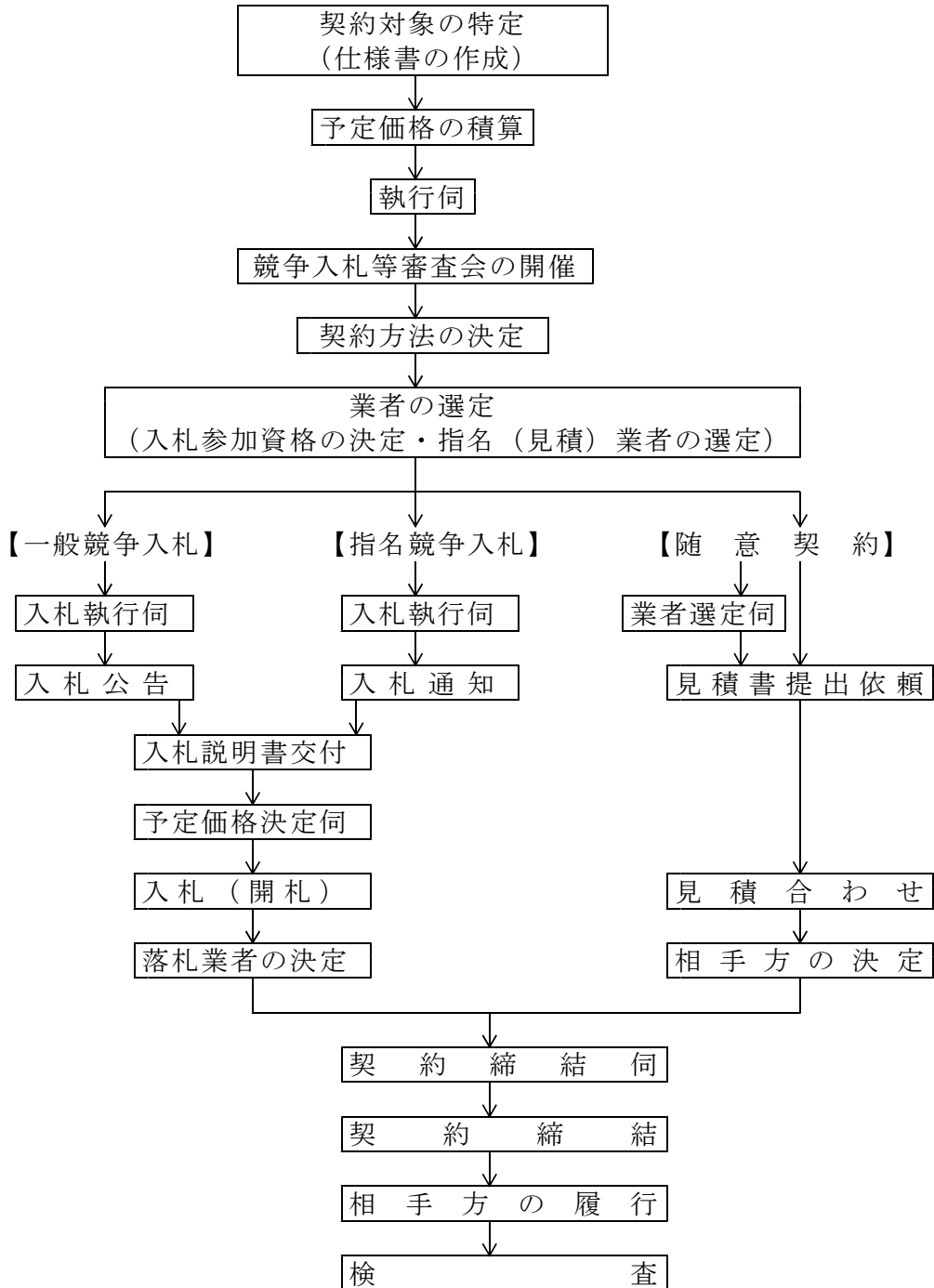
#### 4 業務委託に係る契約事務

##### (1) 契約手続

業務委託については、物品調達の場合と異なり、本庁各課及び出先機関がそれぞれ契約事務を執行している。

それぞれの機関が行う事務の流れを図示すると、図3のとおりである。

図 3





## (2) 事前調査の結果

### ア 競争入札による契約状況

競争入札による契約状況は、表9のとおりである。

表9 競争入札による契約状況

(単位 人、%)

契約の方法	件数 (割合)	平均 応札者数	契約率	応札者別件数及び契約率		
				応札者数	件数 (割合)	契約率
一般競争入札	162 (46.2)	3.1	90.6	1者	61 (37.7)	96.5
				2～4者	65 (40.1)	91.3
				5者以上	36 (22.2)	78.3
指名競争入札	189 (53.8)	6.8	87.0	1者	10 (5.3)	94.6
				2～4者	43 (22.7)	86.7
				5者以上	136 (72.0)	86.4
合計	351	5.1	89.7	—	—	—

### (イ) 契約の方法

競争入札による契約の件数は351件であり、そのうち、一般競争入札によるものが162件 (46.2%)、指名競争入札によるものが189件 (53.8%) であり、指名競争入札によるものがやや多かった。

### (ロ) 契約率

契約方法別の契約率については、一般競争入札による場合は90.6%、指名競争入札による場合は87.0%であり、指名競争入札による場合の方が3.6ポイント低かった。

### (ハ) 応札者数と契約率

#### a 応札者数

契約方法別の応札者数は、一般競争入札による場合は3.1人、指名競争入札による場合は6.8人と指名競争入札の方が一般競争入札よりも倍以上多かった。

#### b 応札者数別の契約率

##### (a) 一般競争入札

一般競争入札による場合の応札者数は、1者の場合が61件 (37.7%)、2～4者の場合が65件 (40.1%)、5者以上の場合が36件 (22.2%) と4者以下の入札が約8割を占めている。

また、応札者数別の契約率は、1者の場合が96.5%、2～4者の場合は91.3%、5者以上の場合は78.3%であった。2～4者の場合は1者の場合に比べ5.2ポイント低く、5者以上の場合は2～4者の場合に比べ13.0ポイント低く、応札者数が多いほど契約率が低下する傾向にある。

## (b) 指名競争入札

指名競争入札による場合の応札者数は、1 者の場合が10件（5.3%）、2～4 者の場合が43件（22.7%）であるのに対し、5 者以上の場合が136件（72.0%）と約7割を占めている。

指名競争入札の場合は、入札参加者が1 者であった場合には入札を中止することが原則であるが、対応できる者をすべて指名している場合には1 者であっても入札を執行することができることとされている。

また、応札者数別の契約率は、1 者の場合が94.6%、2～4 者の場合は86.7%、5 者以上の場合は86.4%であった。2～4 者の場合は1 者の場合に比べて7.9ポイント低く、5 者以上の場合は2～4 者の場合とほとんど変わらなかった。一般競争入札の場合と同様、応札者数が多いほど契約率が低下する傾向にある。

## イ 随意契約による契約状況

随意契約による該当号数別契約件数及び契約率は表10のとおりである。

総件数は2,461件（コンペ方式又はプロポーザル方式（注5）によるもの（165件）を含む。）であり、そのうち、令第167条の2第1項第1号に該当するものが974件（39.6%）、第2号該当が1,389件（56.4%）、第3号該当が5件（0.2%）、第5号該当が56件（2.3%）、第6号該当が30件（1.2%）、第7号該当が4件（0.2%）、第8号該当が3件（0.1%）であった。

業務委託については、性質又は目的が競争入札に適しないとした第2号の規定による随意契約の割合が高いことが特徴である。

また、該当号数別の契約率は、令第167条の2第1項第1号に該当するものが84.0%、第2号該当が96.9%、第3号該当が94.0%、第5号該当が98.4%、第6号該当が97.1%、第7号該当が43.3%、第8号該当が99.7%であり、平均契約率は96.5%であった。

表10 随意契約による該当号数別契約件数及び契約率  
(単位 %)

該当号数	件数	割合	契約率
1号	974	39.6	84.0
2号	1,389	56.4	96.9
3号	5	0.2	94.0
5号	56	2.3	98.4
6号	30	1.2	97.1
7号	4	0.2	43.3
8号	3	0.1	99.7
合計	2,461	100.0	96.5

※ 該当号数の要件は4頁に記載している。

(注5) コンペ方式とは、実際の設計案や作品等の提出を受け、契約する上で最も適した「案」を選ぶ方式であり、プロポーザル方式とは、実際の設計案や作品等に代わり技術力や経験、実施体制や考え方などを含めた提案書の提出を受け、契約する上で最も適した「人」を選ぶ方式である。

予算の制限内で、よりレベルが高い案等を選定する方法であり、いずれも令第167条の2第1項第2号に該当する随意契約である。

## ウ 予定価格の積算方法と契約率

予定価格の積算方法別件数及び契約率は、表11のとおりである。

予定価格の積算方法別件数は、県独自の積算による場合が1,356件（48.2%）、複数者から参考見積書を徴取し、中位や下位の金額などにより設定する場合が307件（10.9%）、1者からの参考見積額により設定する場合が816件（29.0%）、国等が定めた額や過去の契約実績等、その他の場合が333件（11.9%）であった。

また、予定価格の積算方法別契約率は、県独自の積算による場合が92.6%、複数者からの見積による場合が87.5%、1者からの見積による場合が98.4%、その他の場合が99.5%であった。

1者からの見積による場合及びその他の場合の契約率が高い傾向にある。

表11 予定価格の積算方法別件数及び契約率

(単位 %)

予定価格の積算方法	件数	割合	契約率
県で独自に積算	1,356	48.2	92.6
複数者からの見積で積算	307	10.9	87.5
1者からの見積で積算	816	29.0	98.4
その他（国等の定めた額や過去の契約実績等）	333	11.9	99.5
合計	2,812	100.0	94.8

### (3) 実地監査の結果

業務委託に係る契約手続について、実地監査を実施した結果、以下のような改善留意事項があった。(文中のカッコ内の数字は、実地監査対象機関別改善留意事項一覧【業務委託】の番号を示している。)

#### ア 競争入札等審査会について

業務委託契約事務取扱要領(平成21年(2009年)9月1日付け平21会計第344号会計管理局长通知(一部改正)。以下「業務委託取扱要領」という。)は、契約の公平性の確保を図るための手段として、合議制の競争入札等審査会を設置し、契約方法、入札参加資格等契約を締結する上で重要な事項については、競争入札等審査会において審査を行うこととなっている。

また、競争入札等審査会の組織や所掌事務について、課等の実情に応じて設置要綱を定めることとなっている。

競争入札等審査会の設置要綱の制定、契約方法及び入札参加資格等の審査は、おおむね適正に行われていた。

しかし、競争入札等審査会設置要綱を制定していない機関があった。(委託35、51)

また、競争入札等審査会で審査することが必要な業務委託契約について、競争入札等審査会を開催していないものがあった。(委託10)

については、競争入札等審査会設置要綱を制定していない機関においてはすみやかに制定する必要がある。また、随意契約による場合であっても、予定価格が随意契約の限度額を超える場合には競争入札等審査会で審査する必要がある。

#### イ 仕様書の内容について

仕様書の内容については、おおむね適正であった。

#### ウ 予定価格の設定について

会計規則第154条第2項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとなっている。

予定価格の設定は、おおむね適正に行われていた。

しかし、予定価格の積算根拠が不明確なもの(委託6、19)、1者から参考見積書を徴取し、その参考見積額により予定価格を設定しているものがあった。(委託5、11、32、44)

については、予定価格の設定にあたっては根拠を明確にし、適正に設定する必要がある。

また、物品調達の場合と異なり、業務委託では市場取引価格がないものが多いので、県が独自に積算できる場合を除き、参考見積額に頼らざるを得ないことは理解できるが、1者の参考見積額では、金額の妥当性が判断できないなど、適正な予定価格とならないおそれがある。

については、参考見積額により予定価格を設定する場合には、原則として複数の者から参考見積書を徴取する必要がある。なお、やむを得ず1者の参考見積額により予定価格を設定する場合であっても、過去の契約実績等を参考に見積価格の妥当性を検証する必要がある。

## エ 契約の方法について

一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の適用は、おおむね適正であった。

## オ 随意契約の理由について

令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないとき）、第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）、第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）及び第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき）の各号の規定により随意契約とする場合は2人以上の者から見積書を徴取する必要がなく、特定の者と随意契約を締結することができるが、この場合には随意契約とした理由を明確にしておく必要がある。

随意契約とした理由は、おおむね適正であった。

しかし、第2号の規定により競争性のない随意契約としていた業務委託契約について、その理由が明確でなく、他の者でも契約の履行は可能と考えられるものがあつた。（委託31、38、50）

競争性のない随意契約とする場合には明確な理由が必要である。委託業務に長年従事し、業務に精通していることなどを理由として随意契約とすることは適当でなく、当該者でなければ実施不可能である明確な理由がない限り、競争させ、契約における公平性、経済性、透明性を確保する必要がある。

## カ 契約書の内容について

会計規則第129条第1項は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく当該契約に係る契約書を作成し、当該契約の相手方とともに契約書に記名押印することとなっている。

また、同条第2項は、契約の目的、契約金額、履行期限、支払の時期及び方法、遅延利息、違約金等、契約書に記載する事項について規定している。

契約書の作成については、おおむね適正に行われていた。

しかし、部分払を行っているが、契約書で約定されていないものがあつた。（委託43）

また、支払の時期が契約書とは異なっていたもの（委託45、49、52、54）、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に予算の都合による解除条項が記載されていなかったもの（委託29、33、37、47）、契約書に成果報告書及び検査について記載されていなかったもの（委託36）など、適正を欠くものがあつた。

については、契約書の内容について、会計課が示している参考例を確認し、適正なものとする必要がある。

なお、相手方の契約書様式を使用する場合には特に留意する必要がある。

## キ 履行確認について

会計規則第143条は、検査職員は契約についての給付の完了を確認（履行確認）したときは、検査調書を作成することとなっているが、契約金額が150万円を超えない契約については、検査職員が当該契約に係る請求書等に検査済みの旨を記載し、かつ、記名押印して検査調書に代えることができることとなっている。

履行確認については、おおむね適正に実施されていた。

しかし、契約金額が150万円を超える契約について、検査調書を作成していないものがあった。（委託3、8、18、40）

また、契約書に定める成果報告書が提出されていないものがあった。（委託7、9、46、48、56）

さらに、成果報告書は提出されているが、契約書で約定された概算払額が委託料額を超える場合の差額の返納が行われていないもの（委託12）、契約書では委託料の目的外使用を禁止しているが、成果報告書に委託料の用途が確認できる書類が添付されておらず、目的外使用の有無が確認できないもの（委託13）、成果報告書が年度を超えて提出されているもの（委託17、39）など、適正を欠くものがあった。

契約金額が150万円を超える業務委託契約については、業務完了時には履行確認を行い、検査調書を作成する必要がある。

また、履行確認は必要に応じて実地で実施することになるが、成果報告書により行うことが一般的であり、成果報告書が提出されていないと適正な履行確認が実施できないことになるので、必ず徴取する必要がある。

さらに、履行確認は委託内容が契約書及び仕様書に従って行われたかどうかを確認するためのものであり、適正に行う必要がある。

なお、履行確認は、会計年度独立の原則から、年度内に行う必要があり、そのため成果報告書も年度内に提出させなければならないので留意する必要がある。

## ク 政策入札制度について

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度（以下「政策入札制度」という。）とは、政策課題に対する県内事業者の取組を促進するため、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を評価する入札制度であり、具体的には、県が発注する業務委託契約に係る指名競争入札に参加させるための指名について、業務委託取扱要領に基づく指名（以下「一般指名」という。）に加え、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を追加して指名（以下「別枠指名」という。）するものである。

当該制度は、平成19年10月から導入されたもので、平成20年12月24日に施行された山口県ふるさと産業振興条例（平成20年山口県条例第51号）を踏まえ、政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領の利用促進を図るための一部改正（平成21年（2009年）9月9日付け平21会計第359号会計管理局长通知）が行われ、業務委託契約に係るすべての指名競争入札について政策入札による別枠指名を実施することが明記され、一般指名において、指名競争入札の指名基準に基づく指名の対象となる事業者をすべて選考した場合は、原則として予定価格の区分に応じて下位等級者から別枠指名を行うよう取扱いが改められ、平成21年10月1日から施行されたものである。

政策入札制度による別枠指名の可否を検討していないものが散見された。については、原則として別枠指名を実施し、実施できない場合にはその理由を審査会の議事録等に記録する必要がある。また、平成21年10月1日以降は下位の等級の者も別枠指名の対象にすべきであるので留意する必要がある。

政策入札制度については、浸透が十分でないと考えられることから、あらためて政策入札制度に基づく別枠指名の実施を徹底する必要がある。

## ケ 再委託について

公共調達適正化通知では、一括再委託は禁止され、一部再委託についても、競争入札等審査会で審査の上承認することとなっている。また、契約書においても業務の再委託を行う場合には、あらかじめ書面により承認を得ることが必要と約定していることが通例である。

再委託を行う場合の必要性及び業者選定の理由については、おおむね適正であった。

しかし、書面による承認手続が行われていないものがあった。(委託14、16、22、25、27、30、41、59)

業務の適正な実施を確保するために、受託者が業務の再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額を記載した書面を提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が業務を履行する能力等について競争入札等審査会を開催して審査し、適当と認められる場合に承認する必要がある。

## コ その他

### (ア) 契約の統合について

個々の契約手続については、おおむね適正に行われていた。

しかし、経済性、効率性の観点からは契約の統合を検討すべきものがあった。

表12のとおり、県本庁舎、警察棟及び議会棟の庁舎管理業務委託契約のうち、電気設備運転保守業務と機械設備運転保守業務について、県本庁舎及び警察棟では一の契約としているが、議会棟では別の契約としていた。

(委託20)

また、特定機械設備定期保守業務と特定空調設備定期保守業務について、県本庁舎では一の契約としていたが、警察棟及び議会棟では別の契約としていた。(委託21、24)

表12 本庁における庁舎管理業務委託契約の状況

県本庁舎	警察棟	議会棟
庁舎設備運転監視保全業務（一般競争入札）	庁舎設備運転監視保全業務（一般競争入札）	電気設備運転保守業務（一般競争入札）
		機械設備運転保守業務（一般競争入札）
空調設備等定期保守業務（一般競争入札）	特定機械設備定期保守業務（一般競争入札）	特定機械設備定期保守業務（一般競争入札）
	特定空調設備定期保守業務（一般競争入札）	特定空調設備定期保守業務（一般競争入札）

このほかに、警察署の自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、本署と交番で別の契約としていたもの（委託58）、総合庁舎で清掃業務を庁舎内と駐車場で別の契約としていたもの（委託26）、近接した2つの公舎の樹木剪定業務を別の契約としていたもの（委託1）があった。

経済性の観点から、業務の内容が類似しており、一の契約とした場合には人件費等の削減により費用の節減が図られることも考えられるので、比較検討を行った上で契約の統合を検討する必要がある。

#### (イ) 競争原理の導入について

道路除雪業務委託契約について、一部の土木建築事務所で令第167条の2第1項第2号の規定により競争性のない随意契約としていたものがあったので、他の土木建築事務所についても、平成21年度及び平成22年度の契約状況を調査した結果、表13のとおりであった。

令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約は、全体では平成21年度の74件から平成22年度は2件に減少しており、おおむね改善が図られていた。

今後とも競争原理が発揮される方法の導入を検討する必要がある。

表13 土木建築事務所別の道路除雪業務委託契約の状況について  
(単位 件数)

区分	平成21年度			平成22年度		
	指名競争	1号随契	2号随契	指名競争	1号随契	2号随契
岩国	2		35	41		
柳井		2			2	
周南	16			16		
防府	1	5		1	4	
山口		44		3	41	
宇部		15	2		15	2
美祢			16	16		
下関		28			26	
長門			21		20	
萩		34		3	30	
合計	19	128	74	80	138	2

#### (ウ) 長期継続契約の活用について

庁舎・設備管理に係る業務委託契約は長期にわたり実施することが通例であり、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山口県条例第7号）第1号に該当する契約については長期継続契約を締結することができることとなっている。

庁舎管理に係る業務委託契約について、総合庁舎間で長期継続契約の導入状況に違いがある。表14のとおり、周南総合庁舎では長期継続契約が可能な契約については導入していたのに対し、岩国総合庁舎では一部導入していた。（委託28）

また、長期継続契約の導入を検討すべきと考えられるものがあった。（委託2、23、55、57）

県本庁舎を管理する管財課では、平成22年度から県庁舎設備運転監視保全業務について長期継続契約を導入している。平成22年度は、平成21年度の契約と比べ、応札者数は2者で変わりはないものの、落札率は89.2



%と10.6ポイント低下している。これは、長期継続契約の導入による効果と考えられる。

長期継続契約は2年次以降は契約手続が不要であり、事務の効率化につながるるとともに、契約期間が長期となるため規模の効果による費用節減も見込まれることから、長期継続契約が可能な契約については積極的に導入を検討する必要がある。

表14 総合庁舎における庁舎管理業務委託契約の状況

業務の内容	周南総合庁舎	岩国総合庁舎
施設運転監視保全	3年 (一般競争入札)	1年 (一般競争入札)
特定機械設備定期保守	3年 (一般競争入札)	1年 (一般競争入札)
特定電気設備定期保守	3年 (一般競争入札)	1年 (一般競争入札)
昇降機設備定期保守	3年 (指名競争入札)	2年 (指名競争入札)

#### (エ) 入札結果等の公表について

業務委託取扱要領では競争入札を行った場合には、入札結果の公表及び契約の相手方の公表を行うこととなっている。また、公共調達適正化通知では入札により契約の相手方を決定したときは、すみやかに契約に係る情報を公表しなければならないが、公表は、本庁は情報公開センター、出先機関は情報公開コーナーにおいて行うこととなっている。

入札結果等の公表が行われていないものがあった。(委託4、15、34、42、53)

また、公共調達適正化通知では県のホームページでも公表するよう定めているが、行われていないものが散見された。

入札結果等の公表は、契約の透明性の確保のため実施すべきものであり、各機関において実施の徹底に努める必要がある。

なお、ホームページでの公表方法については、ホームページを有していない機関もあることから、具体的なルールづくりを検討する必要がある。

### 第3 意見

今回の実地監査は、合規性の観点だけではなく、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。有効性の観点からは、明らかな問題点は認められなかったが、経済性、効率性等の観点から、全般的に検討する必要があると考えられる事項は、次のとおりである。

#### 1 物品調達について

##### (1) 競争原理の導入の徹底について

令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約について、予定価格が5万円を超えているにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴取していないものがあった。

随意契約は、原則として、入札によることなく、特定の相手方を選定してその者と契約を締結する方法であり、事務処理の効率化を図ることができるが、随意契約であっても、2人以上の者から見積書を徴取し、最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手方として決定することが原則であり、あらためて徹底を図る必要がある。

また、令第167条の2第1項第2号の規定により競争性のない随意契約としているが、その理由が明確でなく、他の者でも契約の履行は可能と考えられるものがあった。

第2号、第5号から第7号までの各号の規定により随意契約とする場合であっても、真に各号の要件を満たしているかどうか、競争原理を導入する余地がないかどうかを十分検討する必要がある。

##### (2) 集中調達の推進について

令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約について、2以上の同種の契約を時期を近接して締結している場合に、個々の契約では予定価格が5万円を超えていないため、単独随意契約としているが、一括して発注することにより、より経済的な調達ができると考えられるものがあった。

また、一定期間繰り返し発注する物品について、個々の契約では予定価格が5万円を超えていないため、単価契約によることなく、単独随意契約としているものがあった。

経済的な物品調達を行うためには、同一あるいは同種の物品については、一括して発注することにより、規模による経済的な効果の発揮が期待できる。

本庁においては、物品管理課による集中調達方式を採用しており、単価契約物品を含めて、おおむね経済的な調達が可能な態勢が整えられている。

機関ごとに発注している出先機関においても、発注を管理部門に一元化し、かつ、管理部門内で全体調整を行い、同一あるいは同種の物品については一括して発注することを徹底する必要がある。

なお、出先機関においても、平成22年度から総合庁舎単位で連名単価契約を導入しているが、規模の効果により経済的な調達となることが考えられることから、対象品目の拡大を検討する必要がある。

#### 2 業務委託について

##### (1) 随意契約の見直しについて

令第167条の2第1項第2号の規定により競争性のない随意契約としているが、その理由が明確でなく、他の者でも契約の履行は可能と考えられるものがあった。

第2号の規定による随意契約については、他者では契約の履行が不可能であることを明確に説明する必要がある。

これまで随意契約としてきたものについても、契約の都度、他に契約を履行

できる者がいないかどうかなどの検討を行い、原則として競争原理を導入し、公平性、経済性、透明性を確保する必要がある。

## **(2) 契約の統合の検討について**

業務内容が同一あるいは類似している複数の契約について、経済性、効率性の観点から契約の統合を検討すべきものがあった。

複数の契約を一の契約とした場合に人件費等の削減による委託費用の節減の可能性を検討するとともに、契約業務の効率化の観点から、契約の統合を検討する必要がある。

## **3 地域産業の育成について**

経済的な調達とするために規模の効果が発揮できるよう、物品調達については集中調達の推進、業務委託については契約の統合の検討を求めたところであるが、一方では地域産業の育成にも配慮する必要がある。

一般競争入札について地域要件を設定する場合には、おおむね県内に営業所等を有する者としていた。また、指名競争入札や随意契約における業者選定にあたっては配慮されているが、引き続き徹底することが望まれる。

また、物品調達においては、県産品あるいは県産品を使用した物品の優先選定など、地域産業の育成に配慮することが望まれる。

## **4 入札結果等の公表の徹底について**

物品調達又は業務委託契約について、入札結果等の公表が行われていないものがあった。また、県のホームページでの公表が行われていないものが散見された。

入札結果等の公表は、契約の透明性の確保のため実施すべきものであり、各機関において実施の徹底に努める必要がある。

また、広く県民に周知する観点からは情報公開センター等での紙文書による公表よりもホームページによる公表の方が効果的と考えられるが、ホームページを有していない機関もあることから、ホームページでの公表に係る具体的なルールづくりを検討する必要がある。

また、県民に対して説明し、理解を得る観点からは、公表の対象となる契約の範囲を拡大し、競争入札の場合だけでなく、随意契約であっても、高額なものについては、随意契約とした理由を含めて公表することを検討する必要がある。

#### 第4 結び

現在、県は、新・県政集中改革プランに基づいた行財政改革が行われ、徹底したコスト意識のもと、内部経費の削減などの具体的な取組を掲げた歳出改革の更なる推進や業務の効率化とともに、執行経費の節減に取り組むなど、効率的な行政運営の推進等が進められているところである。

また、近年県民からは税金の使途、とりわけ、契約における経済性、透明性について注視されているところであり、今回、物品調達及び業務委託に係る契約事務について、その手続全般について、行政監査を実施したところである。

監査の結果は、おおむね適正に執行されていたが、一部について改善留意すべき事項も見受けられたところである。

なお、今回実地監査の対象とした契約は一部であり、それ以外の契約についても類似の問題点があることが想定されるので、実地監査対象機関以外の機関や他の契約においても点検を行う必要がある。

終わりに、県財政は引き続き厳しい状況にあることから、常に県民の視点に立ち、合規性はもちろんのこと、業務の効率性及び契約の透明性を高め、経済的な執行に努められるとともに、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、地域産業の育成にも配慮されることを望むものである。

## 実地監査対象機関別改善留意事項一覧【物品調達】

実地監査対象機関	改善留意事項	番号
税務課	税務電算システム用機器等の借入契約について、納品時の物品検査調書を作成していないものがあつた。契約金額が150万円を超えている場合は物品検査調書を作成されたい。	1
市町課	投票用紙等の印刷契約について、随意契約（第2号該当）とした理由が明確でないものがあつた。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	2
厚政課	プログラム等の印刷契約について、物品購入決議書及び物品購入契約締結伺書の事前決裁が行われていないものがあつた。物品購入決議書等の事前決裁について徹底されたい。	3
医務保険課	試験問題の印刷契約について、随意契約（第2号該当）とした理由が明確でないものがあつた。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	4
健康増進課	随意契約（第5号該当）による感染症防護資機材の購入契約について、物品調達等審査会を開催していないものがあつた。随意契約であっても予定価格が随意契約の限度額を超えている場合には物品調達等審査会を開催し、業者選考等の審査を行われたい。	5
こども未来課	パソコン等の借入契約について、同等品認定を見積書提出前に行っていないものがあつた。同等品認定は適切に行われたい。	6
障害者支援課	障害者手帳システム用機器の借入契約について、物品借入決議書の決裁を行っておらず、入札執行何の決裁により入札を執行していたものがあつた。物品借入決議書の事前決裁について徹底されたい。	7
商政課	プリンターの修繕契約（第1号該当）について、予定価格が5万円を超えているにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴取していないものがあつた。価格の公平と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を徴取されたい。	8
新産業振興課	パンフレットの印刷契約について、物品購入決議書及び物品購入契約締結伺書の事前決裁が行われていないものがあつた。物品購入決議書等の事前決裁について徹底されたい。	9
森林企画課	ポスター等の印刷契約について、物品管理課の適用除外承認を得ないで契約手続を行っていたものがあつた。物品管理課の適用除外承認を得て契約手続を行われたい。	10
	ポスター等の増刷契約及びプリンター等の購入契約について、物品管理課に請求して購入せずに、課で契約手続を行っていたものがあつた。物品管理課に請求して購入されたい。	11
都市計画課	指名競争入札による写真判定装置の借入契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあつた。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	12
	外付ハードディスクの修繕契約に係る請書について、履行期限の記載がないものがあつた。請書の徴取は適正に行われたい。	13
警察本部会計課	一般競争入札による航空機燃料の単価契約について、「山口宇部空港内の制限区域立入及び車両運転について、山口県宇部空港事務所長の承認を得ていること。」を入札参加資格の一つとしているが、入札業者にあらかじめ承認を得ることを求めることは新規参入の阻害要因となりうるので、「山口県宇部空港事務所長の承認を得る見込みがあること。」に変更する等、見直しを検討されたい。	14
	災害救助用物品の購入契約について、予定価格の積算根拠を確認できる資料がないものがあつた。資料は確実に保管し、予	15

	定価格の積算根拠を明確にされたい。	
岩国県税事務所	灯油（単価契約済み）の購入に当たり、請求書受理後に物品管理システムを使用せず手書きの経費支出伺により決裁をしていたものがあつた。単価契約物品であっても、あらかじめ数量を特定できるものについては、物品購入決議書（継続的購入）による事前決裁を行われたい。	1 6
	平成 22 年度の灯油の単価契約に係る契約書において、代金の支払を遅延した場合の遅延利息の率を誤っていたものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	1 7
周南県税事務所	コピー用紙（単価契約済み）の購入に当たり、請求書受理後に物品管理システムを使用せず手書きの経費支出伺により決裁をしていたものがあつた。単価契約物品であっても、あらかじめ数量を特定できるものについては、物品購入決議書（継続的購入）による事前決裁を行われたい。	1 8
	コピー用紙の単価契約に係る契約書において、不正行為による損害賠償の率に誤りがあるものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	1 9
美術館	美術作品の修繕契約において、物品修繕契約書及び物品修繕契約締結伺書の事前決裁が行われていないものがあつた。物品修繕決議書等の事前決裁について徹底されたい。	2 0
	美術作品の修繕契約について、契約書では約定されていないにもかかわらず、部分払を行っていたものがあつた。部分払を行う場合は契約書で約定する必要があるので留意されたい。	2 1
	傘立ての購入契約について、予定価格の積算根拠を確認できる資料がなかった。資料は確実に保管し、予定価格の積算根拠を明確にされたい。	2 2
	内部けん制機能を働かせるため、支出票の起票者と検査職員は別にされたい。	2 3
萩美術館・浦上記念館	作品展示台の制作請負契約について、納品が翌年度に行われているものがあつた。また、納品前に代金の支払を行っていた。年度末の発注に当たっては、年度内に確実に納入できるかどうかを十分確認されたい。	2 4
萩看護学校	物品調達等執行計画表を作成していなかった。物品調達を計画的に行うため、物品調達等執行計画表を作成し、物品調達等審査会で審査されたい。	2 5
	パソコン等の借入契約について、長期継続契約（6年）としていたが、契約書に予算の都合による解除条項を記載していないものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	2 6
	インク等、一定期間継続して購入する物品については、競争性の確保のため、単価契約の導入等を検討されたい。	2 7
柳井農林事務所	公用車の車検及びエアコンの修繕契約（第1号該当）について、予定価格が5万円を超えているにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴取していないものがあつた。価格の公平と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を徴取されたい。	2 8
	ロッカーの購入契約について、納品書が提出されていないものがあつた。納品書は確実に徴取されたい。	2 9
東部家畜保健衛生所	防疫検査用器具の購入契約（第1号該当）について、予定価格が5万円を超えているにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴取していないものがあつた。価格の公平と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を徴取されたい。	3 0
山口農林事務所	プリンタートナー等の購入契約について、一括して発注することで競争性が確保されるよう努められたい。	3 1
	プリンターの修繕契約（第1号該当）について、予定価格が	3 2

	5万円を超えているにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴取していないものがあつた。価格の公平と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を徴取されたい。	
	両袖机の購入契約について、同等品認定を見積書提出前に行っていないものがあつた。同等品認定は適切に行われたい。	3 3
	指名競争入札によるガソリンの単価契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあつた。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	3 4
	トナーカートリッジ等、一定期間継続して購入する物品については、競争性の確保のため、単価契約の導入等を検討されたい。	3 5
中部家畜保健衛生所	一般競争入札によるウィルス検査機器等の購入契約に係る物品調達等審査会の議事録に入札参加資格に関することが記載されていなかった。業者選考に関する事項は議事録に記載されたい。	3 6
下関水産振興局	溝蓋の購入契約について、一括して発注することで競争性を確保されたい。	3 7
農林総合技術センター	【農業技術部】 物品調達等執行計画表を作成していなかった。物品調達を計画的に行うため、物品調達等執行計画表を作成し、物品調達等審査会で審査されたい。	3 8
	【農業技術部】 農業資材の購入契約について、一括して発注することで競争性を確保されたい。	3 9
	【農業技術部】 デジタルマイクロスコープの借入契約について、随意契約(第2号該当)とした理由が明確でないものがあつた。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	4 0
	【農業技術部】 指名競争入札によるガソリン等の単価契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあつた。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	4 1
	【農業研修部】 野菜・果樹栽培用パイプハウスの購入契約及び糞乾燥装置の購入契約に係る予定価格について、1者の参考見積額により設定しているが、参考見積書は複数の者から徴取し、それらを検討した上で予定価格を設定されたい。	4 2
	【農業研修部】 牛用飼料の購入契約について、一括して発注することで競争性を確保されたい。	4 3
	【農業研修部】 牛用飼料の購入契約について、物品購入決議書及び物品購入契約締結同書の事前決裁が行われていないものがあつた。物品購入決議書等の事前決裁について徹底されたい。	4 4
	【畜産技術部】 タイヤの購入契約について、一括して発注することで競争性を確保されたい。	4 5
【林業技術部】 ETC機器の購入契約(第1号該当)について、予定価格が5万円を超えているにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴取していないものがあつた。価格の公平と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を徴取されたい。	4 6	
岩国土木建築事務所	トンネル内電球等の購入契約について、同等品認定を見積書提出以前に行っていないものがあつた。同等品認定は適切に行	4 7

	われない。	
	パソコンの購入契約について、契約金額が 20 万円を超えているにもかかわらず、請書を徴取していないものがあつた。契約の適正な履行を確保するため、確実に徴取されたい。	4 8
	指名競争入札によるガソリンの単価契約について、事務所から半径 1 km 以内に給油所があることを指名基準としているが、競争性の確保の観点から過度の要件となっていないかどうか検討されたい。	4 9
	A 重油等、一定期間継続して購入する物品については、競争性の確保のため、単価契約の導入等を検討されたい。	5 0
萩土木建築事務所	除雪車の車検について、契約金額が 20 万円を超えているにもかかわらず、請書を徴取していないものがあつた。契約の適正な履行を確保するため、確実に徴取されたい。	5 1
	凍結防止剤の単価契約に係る契約書において、物品の納入を遅延した場合の違約金の率が誤っているものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	5 2
	凍結防止剤の年度末における在庫量が、1 年間の使用実績を超える数量となっているので、適切な在庫量を検討されたい。	5 3
山口宇部空港事務所	航空灯火関係物品の購入契約について、随意契約（第 2 号該当）とした理由が明確でないものがあつた。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	5 4
岩国工業高等学校	内部けん制機能を働かせるため、支出票の起票者と検査職員は別にされたい。	5 5
田布施農業高等学校	農業用物品の購入契約については、一括して発注することで競争性が確保されるよう努められたい。	5 6
	物品調達等執行計画表を作成していなかった。物品調達を計画的に行うため、物品調達等執行計画表を作成し、物品調達等審査会で審査されたい。	5 7
	温室栽培及び監視等装置等の購入契約について、1 者の参考見積額により予定価格を設定しているが、参考見積書は複数の者から徴取し、それらを検証した上で予定価格を設定されたい。	5 8
	一般競争入札による温室栽培及び監視等装置等の購入契約に係る物品調達等審査会の議事録に入札参加資格に関することが記載されていなかった。業者選考に関する事項は議事録に記載されたい。	5 9
	農薬の購入契約について、納品書を徴取していないものがあつた。納品書は確実に徴取されたい。	6 0
	A 重油等（単価契約済み）の購入に当たり、請求書受理後に物品管理システムを使用せず手書きの経費支出何により決裁をしていたものがあつた。単価契約物品であっても、あらかじめ数量を特定できるものについては、物品購入決議書（継続的購入）による事前決裁を行われたい。	6 1
萩商工高等学校	内部けん制機能を働かせるため、支出票の起票者と検査職員は別にされたい。	6 2
	一般競争入札による旋盤等の購入契約について、入札結果等の公表が行われていないものがあつた。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	6 3
	ネットワーク授業用教材機器の購入契約に係る契約書について、契約物品の規格及び数量が記載されていないものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	6 4
	スキャナ用ネットワークガードの購入契約（第 1 号該当）について、予定価格が 5 万円を超えているにもかかわらず、2 人	6 5



	以上の者から見積書を徴取していないものがあつた。価格の公平と競争性を期すため、2人以上の者から見積書を徴取されたい。	
	トナーカートリッジ等、一定期間継続して購入する物品については、競争性の確保のため、単価契約の導入等を検討されたい。	6 6
周南警察署	ファックスの購入契約について、同等品認定を見積書提出以前に行っていないものがあつた。同等品認定は適切に行われたい。	6 7
	インク等、一定期間継続して購入する物品については、競争性の確保のため、単価契約の導入等を検討されたい。	6 8

## 実地監査対象機関別改善留意事項一覧【業務委託】

実地監査対象機関	改善留意事項	番号
管財課	近接した2つの公舎の樹木剪定業務を同時期に別々に実施しているが、このような場合には一括して発注されたい。	1
防災危機管理課	設備の保守点検業務委託契約について、長期継続契約が可能な契約については、規模の効果の発揮、事務の効率化の観点から導入を検討されたい。	2
地域政策課	山口きらら博記念公園施設レンタル業務委託契約について、業務完了時の検査調書を作成していないものがあつた。契約金額が150万円を超えている場合は検査調書を作成されたい。	3
観光交流課	指名競争入札による高速道路等観光情報発信事業業務委託契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあつた。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	4
情報企画課	情報セキュリティ監査業務委託契約に係る予定価格を1者の参考見積額により設定しているが、参考見積書は複数の者から徴取し、それらを検討した上で予定価格を設定されたい。	5
医務保険課	第七次看護職員需給見通し策定業務に係る調査委託契約について、予定価格の積算根拠が不明確なものがあつた。予定価格の設定に当たっては根拠を明確にし、適正に設定されたい。	6
	救急医療情報センター運用業務委託契約について、契約書では毎月成果報告書を提出するよう約定されているが、提出されていないものがあつた。契約書に基づき確実に徴取されたい。	7
	救急医療情報センター運用業務委託契約について、業務完了時の検査調書を作成していないものがあつた。契約金額が150万円を超えている場合は検査調書を作成されたい。	8
	臓器移植等普及啓発促進事業業務委託契約について、契約書で約定された成果報告書が提出されていないものがあつた。契約書に基づき確実に徴取されたい。	9
健康増進課	平成22年度の随意契約（第2号該当）による先天性代謝異常等検査業務等委託契約について、競争入札等審査会を開催していないものがあつた。随意契約であっても予定価格が随意契約の限度額を超えている場合には競争入札等審査会を開催し、業者選考等の審査を行われたい。	10
長寿社会課	事業所登録異動管理システム改修業務委託契約に係る予定価格について、1者の参考見積額により設定しているが、内訳書の添付等により、見積金額の妥当性を検証されたい。	11
こども未来課	児童養護施設児童養護サービス強化事業業務委託契約について、契約書で約定された概算払額が委託料額を超える場合の差額の返納が行われていないものがあつた。履行確認を適正に行い、委託料の返納が必要な場合はすみやかに返納させられたい。	12
障害者支援課	障害者社会参加推進センター運営事業業務委託契約及び障害者就業・生活支援センター運営業務委託契約について、契約書では委託料の目的外使用を禁止しているが、成果報告書には委託料の用途を確認できる書類が添付されていないので改善されたい。	13
商政課	デザイン活用型地域ブランド創出支援業務委託契約及びふるさと産業実態調査・情報発信業務委託契約について、業務の一部再委託を行っているため、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	14
	指名競争入札によるふるさと産業フェスタ in 周南会場設営等業務委託契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあつた。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	15

新産業振興課	中小企業支援情報共有化システム整備事業業務委託契約について、業務の一部再委託を行っているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	1 6
労働政策課	防府地域職業訓練センター運営委託契約について、実績報告書が年度を超えて提出されているが、履行確認を行うため、実績報告書は年度内に提出させる必要があるので留意されたい。	1 7
	防府地域職業訓練センター運営委託契約について、業務完了時の検査調書を作成していないものがあつた。契約金額が 150 万円を超えている場合は検査調書を作成されたい。	1 8
森林企画課	やまぐち森林づくりフェスタに係るテント等の設置業務委託契約について、予定価格の積算根拠が不明確なものがあつた。予定価格の設定に当たっては根拠を明確にし、適正に設定されたい。	1 9
議会事務局	電気設備運転保守業務委託契約と機械設備運転保守業務委託契約について、業務内容の類似性から契約の統合を検討されたい。	2 0
	特定機械設備定期保守業務委託契約と特定空調設備定期保守業務委託契約について、業務内容の類似性から契約の統合を検討されたい。	2 1
	特定電気設備定期保守業務委託契約及び特定空調設備定期保守業務委託契約について、業務の一部再委託が行われているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	2 2
警察本部会計課	警察棟設備運転監視保全業務等、長期継続契約が可能な契約については、規模の効果の発揮、事務の効率化の観点から導入を検討されたい。	2 3
	特定機械設備定期保守業務委託契約と特定空調設備定期保守業務委託契約について、業務内容の類似性から契約の統合を検討されたい。	2 4
	警察棟特定電気設備定期保守業務委託契約、総合交通センター特定機械等設備定期保守業務委託契約及び特定電気設備定期保守業務委託契約について、業務の一部再委託が行われているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	2 5
岩国県税事務所	清掃業務を庁舎内と駐車場を別契約としているが、業務内容の類似性から契約の統合を検討されたい。	2 6
	特定電気設備定期保守業務委託契約及び特定機械設備定期保守業務委託契約について、業務の一部再委託が行われているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	2 7
	施設運転監視保全業務委託契約等、長期継続契約が可能な契約については、規模の効果の発揮、事務の効率化の観点から導入を検討されたい。	2 8
周南県税事務所	自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、長期継続契約（3年）としているが、契約書に予算の都合による解除条項が記載されていないものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	2 9
	施設運転監視保全業務委託契約等について、業務の一部再委託が行われているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	3 0
美術館	空調機器・ボイラー機械設備運転業務委託契約について、随意契約（第2号該当）とした理由が明確でないものがあつた。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	3 1
	空調機器切替保守点検業務、空調機器保守点検業務及び空調機器保守点検業務（氷蓄熱）について、1者の参考見積額によ	3 2

	り予定価格を設定しているが、参考見積書は複数の者から徴取し、それらを検討した上で予定価格を設定されたい。	
萩看護学校	空調設備保守点検業務について、長期継続契約（3年）としているが、契約書に予算の都合による解除条項を記載していないものがあった。契約書は適正に作成されたい。	3 3
山口農林事務所	指名競争入札による複写サービス契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあった。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	3 4
中部家畜保健衛生所	競争入札等審査会設置要綱を制定されたい。	3 5
下関水産振興局	下関漁港警備業務委託契約に係る契約書について、成果報告書の提出及び検査について記載されていないものがあった。契約書は適正に作成されたい。	3 6
	平成 22 年度の下関漁港エレベーター保守点検業務委託契約について、長期継続契約（3年）としているが、契約書に予算の都合による解除条項が記載されていないものがあった。契約書は適正に作成されたい。	3 7
	下関漁港溶融炉他定期点検業務委託契約について、随意契約（第2号該当）とした理由が明確でないものがあった。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	3 8
	下関漁港福利厚生施設運営管理業務委託契約について、実績報告書が年度を超えて提出されているが、履行確認を行うため、実績報告書は年度内に提出させる必要があるので留意されたい。	3 9
	下関漁港福利厚生施設運営管理業務委託契約について、業務完了時の検査調書を作成していないものがあった。契約金額が150万円を超えている場合は検査調書を作成されたい。	4 0
農林総合技術センター	【農業技術部】 電子顕微鏡保守作業業務委託契約について、業務の一部再委託が行われているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	4 1
	【農業技術部】 指名競争入札による特定施設廃止に伴う測量調査業務委託契約について、入札結果等の公表を行っていないものがあった。契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	4 2
	【農業技術部】 木質ペレット焚温水発生機保守点検清掃業務委託契約について、契約書では約定されていないにもかかわらず、部分払を行っていたものがあった。部分払を行う場合は契約書で約定する必要があるので留意されたい。	4 3
	【畜産技術部】 機械警備業務委託契約に係る予定価格について、1者の参考見積額により設定しているが、参考見積書は複数の者から徴取し、それらを検討した上で予定価格を設定されたい。	4 4
	【畜産技術部】 空調設備保守及び炉内洗浄業務委託契約について、委託料を半年ごとに支払っているが、契約書ではその旨約定されていないものがあった。契約書は適正に作成されたい。	4 5
	【畜産技術部】 空調設備保守及び炉内洗浄業務委託契約について、契約書で約定された成果報告書が提出されていないものがあった。契約書に基づき確実に徴取されたい。	4 6
	【林業技術部】 自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、長期継続契約（3年）を締結しているが、契約書に予算の都合による解除条項が記載されていないものがあった。契約書は適正に作成	4 7

	されたい。	
	【林業技術部】 宿直業務委託契約について、契約書で約定された毎月の成果報告書の一部が提出されていないものがあつた。契約書に基づき確実に徴取されたい。	4 8
岩国土木建築事務所	生見川ダム管理事務所共同便所浄化槽保守点検・清掃業務委託契約に係る委託料の支払いについて年払を行っているが、契約書では月払とされていたものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	4 9
山口宇部空港事務所	消防・夜間警備業務について、随意契約（第2号該当）とした理由が明確でないものがあつた。競争原理の導入を検討し、随意契約とする場合にはその理由を明確にされたい。	5 0
岩国工業高等学校	競争入札等審査会設置要綱を制定されたい。	5 1
	自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、委託料を2箇月ごとに支払っているが、契約書でその旨約定されていないものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	5 2
	指名競争入札による浄化槽清掃業務委託契約について、入札結果等の公表を行っていないが、契約の透明性の確保のため、公表を行われたい。	5 3
田布施農業高等学校	塵芥の収集及び運搬業務委託契約について、委託料を毎月支払っているが、契約書でその旨約定されていないものがあつた。契約書は適正に作成されたい。	5 4
周南警察署	空調設備保守点検業務委託契約等、長期継続契約が可能な契約については、規模の効果の発揮、事務の効率化の観点から導入を検討されたい。	5 5
	空調設備保守点検業務委託契約について、契約書で定める完成通知書が提出されていないものがあつた。契約書に基づき確実に徴取されたい。	5 6
下関警察署	電気設備定期点検保守業務委託契約等、長期継続契約が可能な契約については、規模の効果の発揮、事務の効率化の観点から導入を検討されたい。	5 7
	自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、本署と交番で別契約としているが、経済性の観点から、契約の統合を検討されたい。	5 8
	電気設備定期点検保守業務委託契約について、業務の一部再委託が行われているので、契約書で約定された書面による承認手続を行われたい。	5 9